重要事項説明書　＝ ご契約の概要について～契約概要～ ＝「ＪＴＢ旅ホ連共済」（給付部分）　ＪＴＢ旅ホ連共済事務局

※団体「傷害総合保険」の部分は別添の損保ジャパン日本興亜パンフレットをご参照下さい。

ご契約の概要について～契約概要～
◎この書面は「ＪＴＢ旅ホ連共済」の商品内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上でお申込みください。また、ご契約後も大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
◎この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「パンフレット」を十分ご覧頂くことをあわせてお願いいたします。また、ご不明な点については、ご遠慮なく事務局までお問い合わせください。

１．商品の仕組みについて

この商品は「旅ホ連共済」(以下、「この共済」といいます。)でＪＴＢ協定旅館ホテル連盟加盟施設の経営者・従業員を対象として、「福利厚生の充実・補完」「万一の時の補償」を目的とする制度です。保障内容など詳細につきましては、「２．保障内容について」をご確認ください。

●保障の目的（ご契約の対象）

保障の目的となるもの

ＪＴＢ協定旅館ホテル連盟に加盟する施設（旅館・ホテル）に勤務する経営者・従業員

２．給付内容について

(1)給付金をお支払いする主な場合

給付金をお支払いする主な場合を記載しております。詳しくは、「パンフレット」または「ＪＴＢ旅ホ連共済規約」でご確認ください。

	長寿祝金	結婚祝金	出産祝金	入学祝金
祝　金 弔慰金 見舞金	○	○	○	○
	弔慰金※ 家族弔慰金	療養見舞金	入院見舞金 通院見舞金	災害見舞金
	○	○	○	○

（○：給付金をお支払いします。）　※私傷病での死亡時

(2)**給付金をお支払いできない主な場合**

以下に記載のものは主な場合です。詳しくは「旅ホ連共済規約第44条」の「給付の制限」をご確認ください。

①業務上災害または通勤災害であることを支給要件（療養見舞金・通院見舞金）としている給付について、労働基準監督署またはＪＴＢ旅ホ連共済の委員会が業務上災害または通勤災害として認定しなかった場合、業務上災害または通勤災害であることを支給要件としているすべての給付項目について支給しない。
②加入員の故意または重大な過失に起因する場合（飲酒運転および無免許運転を含む）、原則としてすべての給付項目について支給しない。
③加入員が新規に加入した日から１年以内に自殺した場合弔慰金を支給しない。
④加入員が新規に加入した日以前すでに生じていた傷病に起因して、加入日から１年未満の間に死亡した場合は弔慰金を支給しない。
⑤国内外を問わず戦争その他変乱に起因して死亡または身体障害、ケガ等を被った場合一切の給付を行わない。
⑥加入員が新規に加入した日以前、すでに生じていた傷病による入院については入院見舞金の支給対象とはしない。
（上記②～⑤については、労働基準監督署が業務上災害または通勤災害として認定した場合であっても旅ホ連共済はその給付を行わない。）

３．共済のご契約期間について

共済のご契約期間は、１年間（４月～翌年３月）となります。年度途中に加入された場合は、加入の日からその年度の３月３１日までです。詳しくはＪＴＢ旅ホ連共済事務局へお問い合わせください。また、実際のご加入の期間につきましては、パンフレットなどでご確認ください。

＜更新のご案内について＞毎年４月１日付で更新手続きを行います。期限までに手続きをいただかない場合は、前年同条件で継続します。ご契約の満期日より１～２ヶ月前に、ご契約更新のご案内およびご継続のご案内をいたします。

４．引受条件（給付金額など）について

給付金額などについて

この共済は、給付項目毎に給付金額を設定しています。
なお、「療養（休業）見舞金」については、「休務期間」により給付金額を支給いたします。
ただし、労働基準監督署の認定が必要です。経営者など労災保険に加入していない方については、ＪＴＢ旅ホ連共済の委員会が労災事故であるか否かの判断・認定をいたします。

５．地震などによる事故について

地震・噴火・洪水・津波等の天災に起因する場合であっても給付金を支給いたします。
但し、天災に起因する場合の給付については、その総額において次の金額を支給限度とします。
(1) １事故あたりの給付総額は、給付事由が発生した時点における給付積立金の３分の２までとします。
(2) 支給総額の確定、按分の方法、その他具体的な取り扱い方についてはＪＴＢ旅ホ連共済の委員会においてその都度定めることとします。

６．加入費に関する事項について

この共済の加入費は、〈プランA〉１年間３，６００円、〈プランB〉１年間８，４００円となっています。年度途中の追加・新規加入については、加入月から３月まで１ヶ月あたり〈プランA〉３００円〈プランB〉７００円を一括で納入いただきます。詳しくは、パンフレットをご確認ください。

７．加入費の払込みに関する事項（払込方法、払込期間）について

加入費は、一括して、ＪＴＢ旅ホ連共済の指定する口座にお振込みいただきます。
※現在ご契約いただいている契約を更新する場合、お客様のご希望により口座振替とすることもできます。

８．満期返戻金・配当金に関する事項について

この共済には、満期返戻金および配当金はございません。

９．解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について

ＪＴＢ旅ホ連共済から脱退される場合には、事由が判明した時点ですみやかに事務局宛てご連絡ください。
なお、年度の途中で脱退されても、加入費は返金いたしませんが、加入資格を他の未加入者に引き継ぐことができます。（１人１年に１回のみ）詳しくは、事務局までお問い合わせください。

10．苦情・ご相談窓口について

ＪＴＢ旅ホ連共済に関する苦情・個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・ご相談窓口	ＪＴＢ協定旅館ホテル連盟 旅ホ連共済事務局 (TEL)03-3834-7054 受付時間 月～金　午前９時30分～午後６時
ＪＴＢ旅ホ連共済の内容に関するご質問	

重要事項説明書　＝ ご契約の際にご注意いただきたい事項 ～注意喚起情報～ ＝「ＪＴＢ旅ホ連共済」（給付部分）　ＪＴＢ旅ホ連共済事務局

ご契約の際にご注意いただきたい事柄　～注意喚起情報～
◎この書面はＪＴＢ旅ホ連共済をお申込みをいただくに際して、旅館・ホテルの皆様に特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上でお申込みください。また、ご契約後も大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
◎この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「パンフレット」および「ＪＴＢ旅ホ連共済規約」をご覧頂くことをあわせてお願いいたします。また、ご不明な点については、ご遠慮なく旅ホ連共済事務局までお問い合わせください。

１．クーリング・オフ（契約申し込みの撤回など）について

ＪＴＢ旅ホ連共済の契約期間は最長１年であるため、ご契約のお申し込みの撤回または解除（「クーリング・オフ」）を行うことはできません。

２．告知義務など（ご契約締結時における主な注意事項）について

ＪＴＢ旅ホ連共済の加入申込時においては、「氏名」「性別」「生年月日（年齢）」「労災加入の可否」「加入プラン」を確認します。

３．加入資格の発生日について

ＪＴＢ旅ホ連共済の加入員としての資格は、所定の手続きにより「加入または更新の申込書が受理され」、「対象者全員の加入費が事務局に入金された日」に発生します。但し集金事務の都合上、実務的には次のように取り扱います。
(1)「新規加入、追加加入または更新手続きが受理された日」とは、旅館・ホテルの方が所定の書類を発送した日の翌日を言います。
・郵送の場合は、消印日の翌日
・ＦＡＸの場合は、送信日の翌日（ＦＡＸ送信後、原本を事務局へ送付ください）
・持参の場合は持参日の翌日
なお、「○月○日から加入」と先付の期日が記載されている場合は、その記載日が手続き日となります。

（裏面へ続く）

(2)「全員の加入費が事務局に入金された日」とは、次の日をいいます。
・加入費の収受は「会員指定の口座からの自動引落し」または「ＪＴＢ旅ホ連共済の口座への振込み」のいずれかの方法によっています。従って「書類の受理日」よりも「入金日」が遅れる場合があります。
・このため、実務上は資格発生日を次のように取り扱っています。
① 会員指定の預金口座からの自動引落しまたは旅ホ連共済の預金口座への振込の場合
ア. 事務局発行の請求書に記載されている「引落し日」または「振込指定日」までに入金された場合は、手続き書類の受理日を資格発生日とします。
イ. 事務局発行の請求書に記載されている「引落し日」または「振込指定日」までに入金されなかった場合は、手続き書類の受理日ではなく「実際に引落しされた日」または「実際に振込まれた日」を資格発生日とします。

4．給付金をお支払いできない場合のうち、主なものについて

以下に記載のものは主な場合です。詳しくは「旅ホ連共済規約第44条」の「給付の制限」をご確認ください。
①業務上災害または通勤災害であることを支給要件としている給付について、労働基準監督署またはＪＴＢ旅ホ連共済の委員会が業務上災害または通勤災害として認定しなかった場合、業務上災害または通勤災害であることを支給要件としているすべての給付項目について支給しない。
②加入員の故意または重大な過失に起因する場合（飲酒運転および無免許運転を含む）、原則としてすべての給付項目について支給しない。
③加入員が新規に加入した日から１年未満に自殺した場合弔慰金を支給しない。
④加入員が新規に加入した日以前すでに生じていた傷病に起因して、加入した日から１年未満の間に死亡した場合は弔慰金は支給しない。
⑤雇用期間が断続している雇用形態の加入員が雇用期間の中断中に給付事由が発生した場合、弔慰金を支給しない。
⑥戦争その他変乱に起因して死亡した場合は、弔慰金を支給しない。
⑦加入員が新規に加入した日以前、すでに生じていた傷病による入院については入院見舞金の支給対象とはしない。
上記②～⑥について、労働基準監督署が業務上災害または通勤災害として認定した場合であっても、旅ホ連共済はその給付を行わない。

5．地震などの事故においてご注意いただきたいこと

地震・噴火・洪水・津波等の天災に起因する場合であっても給付金を支給いたします。但し、天災に起因する場合の給付については、その総額において次の金額を支給限度とします。
(1) １事故あたりの給付総額は、給付事由が発生した時点における給付積立金の３分の２までとします。
(2) 支給総額の確定、按分の方法、その他具体的な取り扱い方についてはＪＴＢ旅ホ連共済の委員会においてその都度定めることとします。

6．加入費の払込などについて

加入費が納入されていない場合、いかなる事故に対しても、給付金は支給できません。

7．脱退と返戻金について

ＪＴＢ旅ホ連共済は、年度途中で脱退されても、加入費は返金いたしません。但し、その方の加入員資格を他の未加入者に継承することができます。(「資格継承」１人について１年に１回のみ)

8．保険契約者保護機構について

ＪＴＢ旅ホ連共済では、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

9．苦情・ご相談窓口について

苦情・ご相談窓口については、「ご契約の概要について～契約概要～10．苦情・ご相談窓口について」をご覧ください。

その他の事項

1．お申し込みの際、ご注意いただくこと

(1) 加入登録は一人１施設です。(複数の施設を経営している経営者様の場合でも、登録は１施設のみとなります。)
(2) 加入費は、別に定める場合を除き、一括して、加入お申し込み後事務局からお送りする請求書により１週間以内にお振込みください。

2．ご契約後にご注意いただくこと

(1)「加入証」は「会員番号」「加入員数」「加入員資格取得年月日」等を記載している書類です。加入証の表示内容および添付されている「加入員名簿」「規約と諸手続きのご案内」とともに大切に保管してください。
(2) ご加入後に次の変更が生じた場合には、直ちに事務局にご連絡ください。
・加入者が退職（＝脱退）されたとき
・加入者の氏名が変更となるとき
・加入者を追加するとき

個人情報の取扱説明書

ＪＴＢ旅ホ連共済では、ご加入者の皆様からの信頼を第一と考え、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、ご加入者の皆様に関する情報を適正に利用・管理するとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。
(1) 個人情報の収集・利用目的について
ご加入者の皆様との契約を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスをご提供させていただくために必要な範囲で情報を収集しています。これらの情報は、本人かどうかの確認、共済契約の締結、共済加入費の収受、共済金の支払等の共済に係るサービス提供の目的のために利用されます。
(2) 収集する情報の種類について
ご加入者の氏名、性別、年齢、施設所在地、電話・ＦＡＸ番号、１年契約で自動更新を希望される場合や給付金支払時等の指定金融機関口座情報等、共済加入申込書や給付金請求書類並びに諸手続書類にご記入いただいた情報を収集しております。
(3) 情報の管理方法
ご加入者に関する情報は、正確かつ最新の内容を保つように努めております。
(4) 情報の第三者への提供について
弊会では、次の場合を除いて、ご加入者の個人情報を外部に提供することはありません。
①ご加入者が同意している場合
②法令により必要と判断される場合
③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先などに提供する場合
④ご加入者との共済加入申込または給付金等を支払うために必要であると考えられる場合
⑤ご加入者または公共の利益のために必要であると考えられる場合
⑥共済加入申込を通知する書面を、各支部・各支部連合会事務局等に通知する場合
⑦団体「傷害総合保険」の引受保険会社（保険代理店含む）で契約締結及び保険金お支払いの為必要な場合
(5) ご加入者からの開示、訂正の請求
ご加入者から自身に関する情報の開示の請求があった場合は、請求者が本人であることを確認させていただいた上で、業務の適正な実施に支障をきたす等、特別な理由がない限りお答えいたしております。
また、ご加入者が情報を変更した場合は、正確なものに変更いたしますので内容変更届を共済事務局にご提出ください。
(6) 個人情報の取扱いに関する詳細など
個人情報の取扱いに関する詳細などにつきましては、ＪＴＢ旅ホ連共済事務局までお問い合わせください。

平成27年1月

JTB協定旅館ホテル連盟会員の皆様へ

団体「傷害総合保険」のご案内

1．こんな時にお支払いします!

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

下記のような事故により死亡されたり所定の後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。
（入院、通院のみの場合は、お支払いの対象になりません。）

万が一の場合 <死亡保険金・後遺障害保険金>

プランA．標準プラン＝就業中のみの危険補償
（天災による傷害は補償対象外です。）

お仕事中や通勤途上で、傷害事故（急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。以下、同様とします。）の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡されたり所定の後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします（死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%）。

（プランAB共通）

（プランAB共通）

プランB．補償充実プラン＝24時間補償、さらに保険金額を増額できます
（天災による傷害は補償対象外です。）。

業務・プライベート中を問わず24時間補償するプランもご用意しました。
傷害事故（急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。
以下、同様とします。）の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡されたり所定の後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします（死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%）。

（プランBのみ）

（プランBのみ）

注：死亡保険金は、被保険者の法定相続人の方へお支払いします!!

被害事故補償（プランBのみ）

●死亡の場合（逸失利益・精神的損害・葬儀費）
●重度後遺障害の場合（逸失利益・精神的損害・将来の介護料）

犯罪、ひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害を被られた場合、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。（加害者からの賠償金等は差し引かれます。）

（プランBのみ）

（プランBのみ）

保険期間	平成27年3月31日（午後4時）～平成28年3月31日（午後4時） ＊中途加入の場合はJTB旅木連共済事務局受付日の翌日から保険責任が開始となります。
申込締切日	平成27年3月20日（金） ＊締切日以降も随時加入できますので、詳細は共済事務局へご相談ください。
取扱代理店	JTB旅連事業株式会社
保険契約者	JTB旅木連共済

２．保険料のお支払い方法について

登録済みの指定預貯金口座からの自動振替、またはJTB旅ホ連共済の預貯金口座へのお振込みとなります。（一時払）

３．保険金額および保険料

（保険期間1年、団体割引30%、大口団体割引10%、優良割引30%、就業中のみの危険補償特約セット（プランAのみ）、職種級別A級の場合）

プラン	死亡・後遺障害保険金額	被害事故補償保険金額	年間保険料
プランA	650万円	—	1,370円
プランB	1,000万円	1,000万円	5,700円

※ 職種級別B級の方はお引受けすることができません。
※ 中途加入の場合は下記をご参照ください。
※ 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

中途加入の場合の保険料

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プランA	1, 370円	1, 260円	1, 140円	1, 030円	910円	800円	690円	570円	460円	340円	230円	110円
プランB	5, 700円	5, 230円	4, 750円	4, 280円	3, 800円	3, 330円	2, 850円	2, 380円	1, 900円	1, 430円	950円	480円

※中途加入の場合、JTB旅ホ連共済事務局受付日の翌日から保険責任が開始となります。

４．お申込方法について

お申込みも簡単！

①別添の「加入申込書」に、必要事項をご記入のうえ、ご捺印ください。
②加入申込書を事務局までにご提出ください（随時、受付けております。）。

※更新時に加入申込書をご提出いただけていない場合は、前年同等条件で継続させていただきます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み　：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者　：JTB旅ホ連共済
■保険期間　：平成27年3月31日午後4時から1年間となります。
■申込締切日　：平成27年3月20日（金）
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者　：JTB協定旅館ホテル連盟会員
●被保険者　：JTB協定旅館ホテル連盟会員の役職員（パート・アルバイトを含みます。）の方を被保険者としてご加入いただけます。
※ 加入した方のみが保険の対象となります。
●お支払方法　：登録済みの指定口座からの自動振替またはJTB旅ホ連共済の預貯金口座へのお振込みとなります。（一時払）
●お手続方法　：同封の加入申込書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口のJTB旅ホ連共済事務局までご送付ください。
・ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください
・既加入者の皆様が、「前年と同等条件のプラン（送付した加入申込書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合」または、「ご加入プランを変更するなど前年とプランを変更して加入を行う場合」も、その内容を記載した加入申込書の提出が必要となります。
「継続加入を行わない場合」は、その内容を記載した書面の提出が必要となります。
●中途加入　：保険期間の中途でのご加入は、随時、受付をしています。その場合の保険期間は、JTB旅ホ連共済事務局受付日の翌日から平成28年3月31日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日以降の指定日までに登録口座からの引き落し、またはお振込みいただきます。（一時払）
●中途脱退　：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のJTB旅ホ連共済事務局までご連絡ください。
●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（※1）（以下「事故」といいます。）によりケガ（※2）された場合に、保険金をお支払いします。

（※1）プランAでは、被保険者が就業中（その職業または職務に従事している間をいい、通勤途上を含みます。）に被った急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

（※2）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

<table>
<tr><th>保険金の種類</th><th colspan="2">保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">傷害（国内外補償）</td><td>死亡保険金</td><td>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</td><td rowspan="2">①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
④脳疾患、疾病または心神喪失
⑤妊娠、出産、早産または流産
⑥外科的手術その他の医療処置
⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
⑧地震、噴火またはこれらによる津波
⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
など
※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</td></tr>
<tr><td>後遺障害保険金</td><td>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額
×後遺障害の程度に応じた割合
（4%～100%）</td></tr>
<tr><td>被害事故（国内外補償）プランBのみ</td><td>被害事故補償（注）</td><td>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害(※)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。
①自賠責保険等からの給付
②対人賠償保険等からの給付
③加害者等からの賠償金
④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付
など
（※）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</td><td>①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
④地震、噴火またはこれらによる津波
⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合
被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等内の親族、被保険者の同居の親族
など</td></tr>
</table>

（注）複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入申込書等記載の保険金額を限度とします。

用語のご説明

用語	用語の定義
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊ 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

●加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
＊ 中途加入の場合は、JTB旅ホ連共済事務局受付日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちにJTB旅ホ連共済事務局、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事）	75%
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	25%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。
（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合）
□保険金額（ご契約金額）
□保険期間（保険のご契約期間）
□保険料・お支払方法（保険料払込方法）・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。）。

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 （保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

JTB旅ホ連共済事務局

TEL　03−3834−7054　　FAX　03−3834−7060

（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

●取扱代理店　　JTB旅連事業株式会社
〒113−0034　東京都文京区湯島3−37−4　　TEL　03−3834−7051　：FAX　03−3834−7045
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

●幹事引受保険会社　損害保険ジャパン日本興亜株式会社　企業営業第五部第五課
〒160−8338　東京都中央区日本橋2−2−10　　TEL　03−3231−4678　：FAX　03−3231−7835
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

●指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570−022808＜通話料有料＞PHS・IP電話からは03−4332−5241をご利用ください。
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120−727−110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●加入申込書は大切に保管してください。

（SJNK14−12858.2014.12.25）